

移住支援金チェックリスト【令和5年4月1日より前の転入者用】

★移住元区分		チェック欄
東京圏在住者のうち、東京23区への通勤または通学履歴について確認しましたか		☐
1 移住元等要件 ※以下の全ての要件を満たすこと		チェック欄
・ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内(※1)である ※ 転入日:令和 年 月 日(農林漁業研修期間:令和 年 月 日～令和 年 月 日) / 申請日:令和 年 月 日		☐
・ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している		☐
・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様) ※ 暴力団等の反社会的勢力に関与していないことを証する書類(警察署からの回答結果)を添付(市町村対応)		☐
・ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかに留資格を有する外国人である		☐
※次のいずれかにチェックのこと		
・ 住民票を移す直前(※2)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 東京23区に在住、または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住かつ東京23区に通勤していた。【国要件】		☐
・ 住民票を移す直前(※2)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県)に在住していた。ただし、関係人口の場合は、東京圏の在住に限る。【県要件】		☐
2 世帯要件等		チェック欄
【世帯での申請の場合】 申請時の世帯員が申請者の転入直前において(住民票上)申請者と同一世帯に属している ※ 確認書類:移住元の住民票の除票 なお、申請時の世帯員は市町村が自団体の住基情報で確認する(申請者には住民票の提出は求めない)。		☐
【子育て加算がある場合】※子育て加算を実施する市町村のみ 世帯での申請の対象に該当する18歳未満の子どもの数(人)【子育て加算額(円/人)】 ※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象(ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象) ※転入日より子育て加算の額が異なるので注意		☐
3 就業要件 ※以下のいずれかの場合における要件を全て満たすこと		チェック欄
【移住・就業マッチングサイト掲載求人への就職(一般)の場合】		
・ 就業先が移住・就業マッチングサイトに掲載している求人である		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就職(専門人材)の場合】		
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
・ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない		☐
【人材確保困難職種への就職の場合】		
(農林漁業職)		
・ 農林漁業就職応援サイトにより、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類:指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
(保健師、助産師、看護師、准看護師)		
・ eナースセンター(必ず福岡県に登録すること)により、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類:指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
(保育士)		
・ 福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」により、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類:指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
(介護職)		
・ 福岡県福祉人材センターの紹介・マッチングにより就労に至っている ※ 確認書類:福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し		☐
・ 就労先が福岡県内に所在する介護保険上の介護サービスを行う施設・事業所である (介護保険事業所番号が設定されていること) ※県に確認ください		☐
・ 雇用契約書等により、介護職員(身体介助や生活援助等に従事する職員)として就労している ※ 確認書類:介護施設等との雇用契約書等(期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類)の写し		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐

	【自営での農林漁業への就業の場合】	
	・ 農林漁業に係る該当の人材確保支援策を活用した者又は市町村が別に認める者である ※ 確認書類：人材確保支援策活用証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）	☐
	・ 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有している	☐
	【テレワーク勤務の場合】	
	（一般）	
	・ 所属先企業等からの命令（人事異動等）ではなく、自己の意思で移住し、移住先を生活本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている	☐
	・ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に資金提供されていない	☐
	【関係人口の場合】	
	・ 市町村が定める関係人口に該当する者である（官公庁及び地域おこし協力隊を除く。）	☐
	【起業の場合】	
・ 起業支援金の交付決定を受けている。	☐	
4 提出書類（申請者→市町村）		チェック欄
・ 申請書（転入先での継続した居住、勤務意思等を確認できる書類）	☐	
・ 写真付き身分証明書の写し	☐	
・ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類） ※ 2人以上の世帯の場合は、世帯員全て必要（移住元において同一世帯に属していることを確認するため、世帯主を省略せず表記すること） ※ 移住元での在住期間が5年未満の場合は、それ以前の在住地の住民票の除票の写しが必要（申請者のみ）	☐	
・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し （確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、義名人名）が確認できるものに限る。）	☐	
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類） ※ 就業証明書を発行してもらえない場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可	☐	
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類】 開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）	☐	
【東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類】 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類） 東京23区で勤務していた企業等の就職証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）	☐	
【就業、テレワークの場合】 就業先企業等の就業証明書	☐	
【人材確保困難職種の就職支援サイト等で「農林漁業職」「看護師等」「保育士」に就職した場合】 指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）	☐	
【人材確保困難職種の就職支援サイト等で「介護職」に就職した場合】 福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し及び介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し	☐	
【自営で農林漁業に就業した場合】 人材確保支援策活用証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）	☐	
【起業の場合】 起業支援金の交付決定通知書	☐	
【関係人口の場合】 市町村が提出を要している書類	☐	

※1…農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は1年以内の算定に含めない。

※2…農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前

移住支援金チェックリスト【就業要件:「人材確保困難職種への就職」／「自営での農林漁業への就業」／「福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者」 用】

1 移住元等要件 ※以下の全ての要件を満たすこと		チェック欄
・ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内(※1)である 【転入日:令和 年 月 日 (農林漁業研修期間:令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日) / 申請日:令和 年 月 日】		☐
・ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している		☐
・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様) ※ 暴力団等の反社会的勢力に関与していないことを証する書類(警察署からの回答結果)を添付(市町村対応)		☐
・ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかに入留資格を有する外国人である		☐
・ 住民票を移す直前(※2)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 県外 に在住していた。		☐
2 世帯要件等		チェック欄
【世帯での申請の場合】 申請時の世帯員が申請者の転入直前において(住民票上)申請者と同一世帯に属している ※ 確認書類:移住元の住民票の除票 なお、申請時の世帯員は市町村が自団体の住基情報で確認する(申請者には住民票の提出は求めない)。		☐
【子育て加算がある場合】 ※子育て加算を実施する市町村のみ 世帯での申請の対象に該当する18歳未満の子どもの数(人) 【子育て加算額(円/人)】 ※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象(ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象) ※転入日より子育て加算の額が異なるので注意		☐
3 就業要件 ※以下のいずれかの場合における要件を全て満たすこと		チェック欄
【人材確保困難職種への就職の場合】		☐
(農林漁業職)		☐
・ 農林漁業就職応援サイトにより、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類:指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
(保健師、助産師、看護師、准看護師)		☐
・ eナースセンター(必ず福岡県に登録すること)により、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類:指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
(保育士)		☐
・ 福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」により、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類:指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
(介護職)		☐
・ 福岡県福祉人材センターの紹介・マッチングにより就労に至っている ※ 確認書類:福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し		☐
・ 就労先が福岡県内に所在する介護保険上の介護サービスを行う施設・事業所である (介護保険事業所番号が設定されていること) ※県に確認ください		☐
・ 雇用契約書等により、介護職員(身体介助や生活援助等に従事する職員)として就労している ※ 確認書類:介護施設等との雇用契約書等(期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類)の写し		☐
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない		☐
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している		☐
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している		☐
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である		☐
【自営での農林漁業への就業の場合】		☐
※次のいずれかにチェックのこと ・ 農林漁業に係る該当の人材確保支援策を活用した者又は市町村が別に認める者である ※ 確認書類:人材確保支援策活用証明書(人材確保支援策の所管課又は団体が発行)		☐
・ 県へ就農相談を行い、移住先の市町村で新規就農した者である 【令和7年10月1日以降の転入の場合】		☐
・ 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有している		☐
【テレワーク勤務の場合】		☐
(福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者)		☐
・ 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加している		☐
・ 上記に示す取組を実施した企業・団体等に現に所属している職員又は役員である		☐
・ 所属先企業等からの命令(人事異動等)ではなく、自己の意思で移住し、移住先を生活本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている		☐
・ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に資金提供されていない		☐
4 提出書類 (申請者→市町村)		チェック欄
・ 申請書(転入先での継続した居住、勤務意思等を確認できる書類)		☐
・ 写真付き身分証明書の写し		☐
・ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類) ※ 2人以上の世帯の場合は、世帯員全て必要(移住元において同一世帯に属していることを確認するため、世帯主を省略せず表記すること) ※ 移住元での在住期間が5年未満の場合は、それ以前の在住地の住民票の除票の写しが必要(申請者のみ)		☐
・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名)が確認できるものに限る。)		☐
【テレワーク(福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者)の場合】		☐
就業先企業等の就業証明書		☐
【人材確保困難職種の就職支援サイト等で「農林漁業職」「看護師等」「保育士」に就職した場合】		☐
指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		☐
【人材確保困難職種の就職支援サイト等で「介護職」に就職した場合】		☐
福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し及び介護施設等との雇用契約書等(期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類)の写し		☐
【自営で農林漁業に就業した場合】		☐
人材確保支援策活用証明書(人材確保支援策の所管課又は団体が発行)		☐

※1…農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は1年以内の算定に含めない。

※2…農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前

移住支援金チェックリスト 【就業要件:「就業（一般）」／「プロフェッショナル人材又は先導的マッチング」／「テレワーク（一般）」用】

★移住元区分		チェック欄
東京圏在住者のうち、東京23区への通勤または通学履歴について確認しましたか		☐
1 移住元等要件 ※以下の全ての要件を満たすこと		チェック欄
移住支援金の申請時において、転入後1年以内である 【転入日:令和 年 月 日 / 申請日:令和 年 月 日】		☐
転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している		☐
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様) ※ 暴力団等の反社会的勢力に関与していないことを証する書類(警察署からの回答結果)を添付(市町村対応)		☐
日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかに在留資格を有する外国人である		☐
※次のいずれかにチェックのこと		
住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 <u>東京23区に在住、または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住かつ東京23区に通勤していた。【国要件】</u>		☐
住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 <u>東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県) に在住していた。【県要件】</u>		☐
2 世帯要件等		チェック欄
【世帯での申請の場合】 申請時の世帯員が申請者の転入直前において(住民票上)申請者と同一世帯に属している ※ 確認書類:移住元の住民票の除票 なお、申請時の世帯員は市町村が自団体の住基情報で確認する(申請者には住民票の提出は求めない)。		☐
【子育て加算がある場合】 ※子育て加算を実施する市町村のみ 世帯での申請の対象に該当する18歳未満の子どもの数(人) 【子育て加算額(円/人)】 ※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象(ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象) ※転入日より子育て加算の額が異なるので注意		☐
3 就業要件 ※以下のいずれかの場合における要件を全て満たすこと		チェック欄
【移住・就業マッチングサイト掲載求人への就職（一般）の場合】		
就業先が移住・就業マッチングサイトに掲載している求人である	☐	
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	☐	
3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない	☐	
当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している	☐	
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	☐	
【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就職（専門人材）の場合】		
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	☐	
当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している	☐	
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	☐	
目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない	☐	
【テレワーク勤務の場合】		
(一般)		
所属先企業等からの命令（人事異動等）ではなく、自己の意思で移住し、移住先を生活本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている	☐	
移住先でテレワークにより勤務し（原則、恒常的に通勤しない）、かつ週20時間以上テレワークを実施している 【令和7年4月1日以降の転入の場合】	☐	
デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に資金提供されていない	☐	
申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において、住宅を新築もしくは購入している 【令和7年10月1日以降の転入の場合】	☐	
4 提出書類（申請者→市町村）		チェック欄
申請書(転入先での継続した居住、勤務意思等を確認できる書類)	☐	
写真付き身分証明書の写し	☐	
移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類) ※ 2人以上の世帯の場合は、世帯員全て必要(移住元において同一世帯に属していることを確認するため、世帯主を省略せず表記すること) ※ 移住元での在住期間が5年未満の場合は、それ以前の在住地の住民票の除票の写しが必要(申請者のみ)	☐	
移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名)が確認できるものに限る。)	☐	
【就業、テレワーク(一般)の場合】 就業先企業等の就業証明書	☐	
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) ※ 就業証明書を発行してもらえない場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可	☐	
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類】 開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)	☐	
【東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類】 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類) 東京23区で勤務していた企業等の就職証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	☐	

移住支援金チェックリスト【就業要件:「関係人口」／「起業」用】

★移住元区分		チェック欄
東京圏在住者のうち、東京23区への通勤または通学履歴について確認しましたか		☐
1 移住元等要件：以下の全ての要件を満たすこと		チェック欄
・ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内である 【転入日:令和 年 月 日 / 申請日:令和 年 月 日】		☐
・ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している		☐
・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様) ※ 暴力団等の反社会的勢力に関与していないことを証する書類(警察署からの回答結果)を添付(市町村対応)		☐
・ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれか ¹ 在留資格を有する外国人である		☐
※次のいずれかにチェックのこと		
・ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上東京23区に在住、または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住かつ東京23区に通勤していた。【国要件】		☐
・ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県) に在住していた。ただし、関係人口の場合は、東京圏の在住に限る。【県要件】		☐
2 世帯要件等		チェック欄
【世帯での申請の場合】 申請時の世帯員が申請者の転入直前において(住民票上)申請者と同一世帯に属している ※ 確認書類:移住元の住民票の除票 なお、申請時の世帯員は市町村が自団体の住基情報で確認する(申請者には住民票の提出は求めない)。		☐
【子育て加算がある場合】 ※子育て加算を実施する市町村のみ 世帯での申請の対象に該当する18歳未満の子どもの数(人) 【子育て加算額(円/人)】 ※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象(ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象) ※転入日より子育て加算の額が異なるので注意		☐
3 就業要件		チェック欄
【関係人口の場合】		
・ 市町村が定める関係人口に該当する者である(官公庁及び地域おこし協力隊を除く。)		☐
【起業の場合】		
・ 起業支援金の交付決定を受けている。		☐
4 提出書類(申請者→市町村)		チェック欄
・ 申請書(転入先での継続した居住、勤務意思等を確認できる書類)		☐
・ 写真付き身分証明書の写し		☐
・ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での住所地、在住期間を確認できる書類) ※ 2人以上の世帯の場合は、世帯員全て必要(移住元において同一世帯に属していることを確認するため、世帯主を省略せず表記すること) ※ 移住元での在住期間が5年未満の場合は、それ以前の住所地の住民票の除票の写しが必要(申請者のみ)		☐
・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名)が確認できるものに限る。)		☐
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) ※ 就業証明書を発行してもらえない場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可		☐
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類】 開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)		☐
【東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類】 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類) 東京23区で勤務していた企業等の就職証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)		☐
【起業の場合】 起業支援金の交付決定通知書		☐
【関係人口の場合】 市町村が提出を要している書類		☐